

終活相談

自分らしい人生の最期を
迎える準備をしませんか？

司法書士が相談をお受けします

相談無料

相談内容

- (1) 遺言
- (2) 遺産相続
- (3) 任意後見制度
- (4) 財産管理
- (5) 葬儀、納骨、家財の片付け
- (6) 死後事務委任契約に関すること
- (7) 家族信託

相談日

毎月 第2・第3 火曜日
13時～16時
(1人50分間)

対象

厚木市内在住の方

受付

《予約制》相談日の一週間前までに電話で予約

厚木市社会福祉協議会 ☎ 046-225-2939

※多くの方にご利用いただけるよう、相談申込できる回数は
当該年度中(4/1～翌年3/31)に1人2回までとしております。



専門家が分かりやすく
お答えいたします



問合先 厚木市社会福祉協議会 (厚木市権利擁護支援センター あゆさぼ)
☎ 046-225-2939 FAX 046-225-3021
Email: kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp